

秋田県市町村未来づくり協働プログラム

1 趣 旨

(1) 現状と課題

いわゆる平成の市町村合併から5年程度が経過し、合併を選択しなかった市町村を含め、それぞれの市町村において、地域資源や人材、知恵を活かしながら新たなまちづくりが進められている。

こうした市町村の取組を後押しするため、県では、「市町村の発展なくして県勢の発展なし」との考えの下に、平成22年3月に「分権時代における県・市町村協働の地域づくり推進方針」を策定した。この方針に基づき、これまで県・市町村の二重行政を排して効率的・効果的な施策事業を推進することをねらいとした機能合体による観光キャンペーンの共同実施や地方税滞納整理機構の設置などを実施してきたところである。

また、県では、「ふるさと秋田元気創造プラン」（平成22年3月策定）に掲げられている「人口減少と少子高齢化の進行」、「経済雇用情勢の低迷」、「安全安心の確保」などの基本的な県政課題の解決に向けた様々な取組を進めているが、県・市町村の総力を挙げて対応しなければ克服が容易でない問題にも直面している。

例示すると、まずは経済雇用問題であり、欧州の債務危機や歴史的な円高水準などによる日本経済の低迷は、県内経済にも大きな影響を与え、雇用についても有効求人倍率が全国水準を下回るなど、厳しい状況が続いている。こうした状況を乗り越えるためには、基本となる産業振興策に加え、各地域が有する特色ある地域資源や歴史・文化などを戦略的に活用し、新たな価値を生み出すための取組が重要となる。

また、本県は人口減少率と65歳以上の人口割合が全国で最も高く、他方で15歳未満の年少人口の割合は年々減少するなど、人口減少と少子高齢化が同時に進行している。その影響は、地域経済のみならず、県民の暮らしなど様々な分野に及ぶことから、若者雇用の受け皿づくり、結婚しやすい環境づくり、子育て

支援の充実など総合的な少子化対策を進めるとともに、保健・医療サービスの維持・充実、コミュニティ機能の維持など、高齢者人口が30%を超える本格的な超高齢社会を見据えた安全・安心な地域社会づくりを強化していく必要がある。

(2) プログラム創設の目的

このような課題に適切に対処しながら、県民サービスの向上や地域の活性化等を図っていくためには、単に県と市町村の連携の強化にとどまらず、双方の主体性、専門性を生かしながら、対等な関係の下で協力し、相乗効果を上げができる「協働」による取組を一層強化していく必要がある。

協働のあり方についても、従来の個別の事業レベルにとどまらず、政策レベルでも、その実行段階での協力・サポートはもとより、企画段階から十分議論し、意思疎通を図るなど、大胆に政策連携を進めていくことが重要である。

また、日ごろの市町村長等との意見交換や協働政策会議等を通じて、市町村の課題解決の方策が県の施策と同じ方向性を持ち、一緒に取り組んだ方がより効果的でありながら、市町村の財政状況等の理由により実施に踏み出せないでいるケースがあることが明らかになっている。

こうしたことから、時機を失すことなく、市町村の多様な課題を解決していくため、市町村提案を基に、県と市町村が協働で、その地域に適した地域活性化策をオーダーメイドでつくり上げるとともに、それぞれが有するマンパワーや財源、ノウハウ等の行政資源を効果的かつ効率的に活用しながら、集中的な実施を図る「秋田県市町村未来づくり協働プログラム」（以下「プログラム」という。）を創設することとした。

このプログラムは、地域課題の解決に向け、地域資源を有効に活用しながら地域の個性を磨き上げ、明るい未来を切り開くためのプロジェクトを市町村から募集し、それを市町村と県が協働作業で精査し、必要に応じて市町村事業の効果を高める事業を県も一緒に実施していくことや、プロジェクトの推進に当たって、県・市町村とも成果目標を掲げ、事後にその結果を公表することなど、これまでにない取組を目指すものである。

なお、プログラムは、「ふるさと秋田元気創造プラン」及び「分権時代における県・市町村協働の地域づくり推進方針」に掲げる取組の具体化であるとともに、「新たな交付金の創設」という市町村要望に応えるものである。

2 プログラムの対象とするプロジェクト

(1) 要件

次の要件を全て満たす市町村提案のプロジェクトとする。

なお、プログラムにおけるプロジェクトは、原則として重要な地域課題に対し、市町村が総合的・計画的に行う施策で、当該プロジェクトの中に、市町村の実施する単独事業を基本に、必要に応じ国庫補助事業や民間事業を組み込んだものをいう。

① 持続可能な地域づくりに資する重点的取組であること

市町村が地域活性化を図り、明るい未来を切り開くことを目的に重点的に取り組むものであり、かつ、地域の抱える課題を解決するとともに地域資源を有効に活用することにより、持続可能な地域づくりを実現することである。

② 県と市町村の協働の取組であること

県と市町村が協働することにより、重点的な予算配分の下で機動的に事業が実施されたり、県による許認可事務が迅速に調整されるなど、県と市町村がそれぞれ単独で実施するよりも短期間で高い効果が期待されるものであること。

③ 県の各種施策と整合する取組であること

県政の運営指針である「ふるさと秋田元気創造プラン」をはじめ、「ふるさと秋田農林水産ビジョン」や「観光振興プラン」等の県の各種施策の方向性と合致するものであること。

(2) プロジェクトの対象分野

対象分野は、雇用確保するための地域経済の活性化や、県民生活の向上のための超高齢社会に対応した仕組みづくりなど、本県の基本課題の解決に資する次の分野とする。

- ア 特色ある観光振興
- イ 地域産業の振興・新エネルギーの普及
- ウ 安全・安心な地域づくり
- エ スポーツ、文化の振興
- オ ア～エの複合分野

(3) プロジェクトの推進

プロジェクトの推進に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

- ① ハード事業、ソフト事業は不問とし、双方を組み合わせることもできる。
- ② 市町村は、プロジェクトの立案や実施に当たって、地元住民や商工団体、農業団体等の関係団体、企業とも十分な連携を図り、地域を巻き込んだものとなるよう努める。
- ③ 複数の市町村による共同事業も対象とする。
- ④ 事業期間が複数年にわたるプロジェクトも対象とするが、プログラムの策定は平成24年度から28年度までとする。
- ⑤ プロジェクトの目指す目標を成果指標として掲げる。目標を数値化できる場合は、当該数値を指標とし、住民意識の変化や満足度等については、アンケート等により把握に努める。
- ⑥ プロジェクトの推進における県と市町村の具体的役割については、市町村の主体性の確保に配慮しつつ、プロジェクトごとに協議の上、合意形成を図る。

3 期 間

平成24年度から平成28年度までの5年間とする。

4 プログラム推進基盤

プロジェクトの効果的、効率的な実施を担保するため、市町村に対しプロジェクト推進に係る経費を交付金として交付する財政支援措置を講じるほか、全庁を挙げてプログラムを推進できるよう、県の組織体制を整備する。

(1) 財政支援措置

プロジェクトの推進に当たって、国の補助制度や過疎債等の有利な財政措置が

ある場合は、それらを優先的に活用することとするが、より効果的な事業展開と市町村支援の充実を図るため、以下の措置を講じる。

① 「あきた未来づくり交付金」の交付

プロジェクトを実施する市町村に対し、事業内容に応じ予算の範囲内において、「あきた未来づくり交付金」（以下「交付金」という。）を交付する。

i 総額

プログラム期間を通じて 50 億円程度を目安とする。

ii 交付方針

交付額は、提案の先着順や市町村ごとにあらかじめ配分枠を定めて交付するのではなく、プロジェクトの内容に応じて交付する。したがって、高い効果が見込まれるプロジェクトであれば、小規模な町村であっても大きな交付額となる場合もあり得る。

iii 財源

交付金の財源は一般財源のほか、対象事業が市町村のハード整備等の適債事業である場合には、地方債を充てることも可能とする。

なお、財源は、既存事業の見直しにより選択と集中を図るなど、歳入・歳出改革を強力に進め確保する。

iv 対象経費

交付金を充当しようとする事業の実施に要する経費から、分担金・負担金、事業収入等の特定財源を控除した経費とする。

【交付対象外経費】

- ア 市町村正職員の人事費
- イ 国庫補助事業、県単独補助事業の市町村負担分への財源振替（新規採択、又は現地着工前の場合を除く。）
- ウ 既存の市町村単独事業への単なる財源振替（拡充を伴う場合を除く。）
- エ 施設の維持管理に要する経費
- オ 出資、出捐又は貸付に係る経費

v 他の事業との組合せ

プロジェクトにおいては、交付金を活用した事業と国・県等の他の交付金

や補助金等を活用した事業を組み合わせて実施することができる。(秋田県市町村未来づくり協働プログラムのプロジェクト想定事例1参照)

② 県単独補助事業の優先採択

プロジェクトを構成する事業の中に、県単独補助事業が含まれている場合は、優先採択について配慮する。

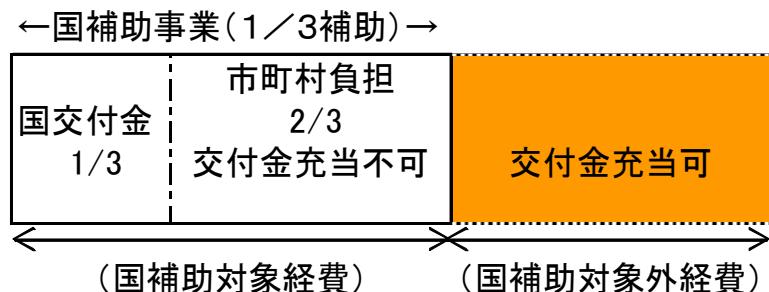
③ 既存の基金の有効活用

プロジェクトを構成する事業の中に、県の既存の基金を活用できる事業が含まれている場合には、当該基金を有効に活用する。

※ 既存の基金：「秋田県農林漁業振興臨時対策基金」、「秋田県民の医療の確保に関する臨時対策基金」等

(秋田県市町村未来づくり協働プログラムのプロジェクト想定事例2参照)

※ 既存の交付金制度や補助制度、基金を有効に活用することとしているが、既存制度の対象とならない事業又は部分（いわゆる横出し）には、交付金を充当することができる。



④ 秋田県市町村振興資金の特例措置貸付

プロジェクトを構成する事業の財源として、市町村が秋田県市町村振興資金を活用する場合は、貸付条件の最も有利な特例措置貸付（無利子貸付）を行う。

(2) 人的支援

特に高度な技術や専門知識を要すると認められるプロジェクトである場合には、市町村の要請により、県職員を市町村に派遣するとともに、市町村職員を受け入れ、業務の円滑な執行を図る。

(3) プロジェクト推進体制

① あきた未来づくり本部の設置

プログラムを推進するため、知事を本部長とする「あきた未来づくり本部」（以下「本部」という。）を設置し、プロジェクトの策定や評価を行う。

本部の事務は、地域活力創造課において処理する。

【本部構成員】

知事（本部長）、副知事（副本部長）、本庁の各部長、出納局長、危機管理監、教育長、警察本部長、関係地域振興局長

② プロジェクトチームの設置

i 構成

プロジェクトごとに、市町村と県の関係課（地域振興局、本庁関係課、事務局を想定）で構成するプロジェクトチームを設置し、プロジェクトの内容の検討、実施に取り組む。

ii 設置時期

市町村から地域振興局に対してプロジェクトが提案された時点で、本部の指示の下に設置するものであるが、チームの構成は、プロジェクト内容の検討結果により変更されることがある。

iii 幹事課

プロジェクトチームの業務推進に当たっては、プロジェクトの内容と最も関係の深い課として本部において決定した課を幹事課とする。

幹事課は、プロジェクトチームを構成する庁内各課及び地域振興局を代表し、庁内調整を担うとともに、交付金に係る予算要求及び交付等の事務手続きを行う。

③ 民間アドバイザーによる検討会の設置

i 設置の趣旨

本部によるプロジェクト策定の前に、プロジェクトチームが取りまとめた案に関して、民間専門家や学識者（以下「民間アドバイザー」という。）から問題点の指摘や、それに対する対応策についての助言等を得るために検討会を開催する。検討会における意見は、プロジェクトチームとの協議経過も含め提言書（様式4）としてまとめた後、本部へ報告し、プロジェクト策定の参考とする。

ii 民間アドバイザーの選任

民間アドバイザーは、各プロジェクトの内容によってその都度、選任する。

iii 検討会の開催

基本的に現地を確認後、当該市町村において開催する。出席者は、プロジェクトチーム員のほか、可能な限り、市町村長及びプロジェクトに関する民間団体等の出席を求める。

④ 事務局

地域活力創造課は、全体の事務局として各プロジェクトチームに参加し、幹事課とともに地域振興局と本庁各課との調整等を行う。

地域振興局は、市町村からプロジェクトに係る相談を受け、助言を行うなど、窓口機能を担う。

5 プロジェクトの実施に係る手続き

(1) あきた未来づくりプロジェクト調書の提出

① 市町村が、プログラムに基づくプロジェクトを提案するときは、別表に定める調書を当該市町村を所管する地域振興局を経由して、本部に提出するものとする。

② 市町村からのプロジェクトの提案は、隨時受け付けるものとする。

(2) プロジェクトの策定

① プロジェクトの策定方法

i 民間アドバイザーからの助言を踏まえたプロジェクト案につき、本部において、市町村によるプレゼンテーションを実施し、県と市町村の協議を経て、プロジェクトを策定する。

ii プロジェクト策定の透明性を高めるため、本部会議は公開とする。

iii 事業期間が複数年にわたるプロジェクトの策定は、全体分を初年度に行う。

② プロジェクトの策定基準

プロジェクトの策定に当たっては、市町村及び県が知恵を絞るとともに、地域を巻き込み、地域資源を有効に活用して地域の活性化を図り、地域全体に効

果を及ぼす、実効性のある意欲的なプロジェクトを対象に、次の評価項目に基づき、総合的に評価を行う。

【地域性】

- ・地域の実情や住民ニーズに対応したプロジェクトであるか。

【独創性】

- ・地域の未来を見据えた革新的・先導的な取組であるか。

【実現性・発展性】

- ・実現に当たっての課題やその解決方策を適切に検証・提言しうるものか。
- ・プロジェクト終了後の継続的・発展的な取組の可能性があるか。

【効率性】

- ・事業に無駄がなく、低コストな手法が選択されているか。

【有効性】

- ・事業の有効性が認められるか（実施時期、計画の熟度、事業効果等）。

【県の施策との整合性】

- ・県各種施策の方向性と合致するものであるか。また、県の他の事業と重複していないか。

(3) 予算措置

プログラム推進に係る予算については、本部におけるプロジェクトの策定後、県議会に提案する。

6 事後評価及び公表

プロジェクトの終了後、市町村長はプロジェクトの自己評価を行い、その結果を本部に報告するとともに、公表に努めるものとする。

県においてもプロジェクトの評価を行い、公表する。

附 則

このプログラムは、平成24年3月26日から施行する。

このプログラムは、平成24年5月1日から施行する。

このプログラムは、平成24年5月7日から施行する。

このプログラムは、平成24年6月1日から施行する。

このプログラムは、平成24年9月7日から施行する。

別表（5・(1)・①関係）

調　書　名	様式番号
あきた未来づくりプロジェクト調書	様式1
あきた未来づくりプロジェクト事業調書	様式2
あきた未来づくりプロジェクト事前評価シート	様式3
あきた未来づくりプロジェクトアドバイザー提言書	様式4

様式1

あきた未来づくりプロジェクト調書

市町村名

プロジェクト名		取組分野	
展開期間		新規・継続の区分	
プロジェクトの背景 (地域における現状、課題及び住民ニーズ)			
プロジェクトの目的 及び概要			
プロジェクトを構成する事業の概要等	【市町村実施事業】		
	【県実施事業】		
協働により見込まれる効果			
住民・民間団体等との協働			
成果指標(数値)			
推進体制 (プロジェクトチーム)			

様式2 あきた未来づくりプロジェクト事業調書

プロジェクト名

書調業トクエジラリプロジェクト未づ來きた

○あきた未来づくりプロジェクトを構成する事業の概要

あきた未来づくりプロジェクト事前評価シート

市町村名

プロジェクト名		
プロジェクト実施により見込まれる効果		
定量的評価	成果指標	
	指標設定の背景・理由等	
定性的評価	地域性	
	独創性	
	実現性	
	発展性	
	効率性	
	有効性	
	県施策との整合性	

様式4

あきた未来づくりプロジェクト調書

【アドバイザー提言書】

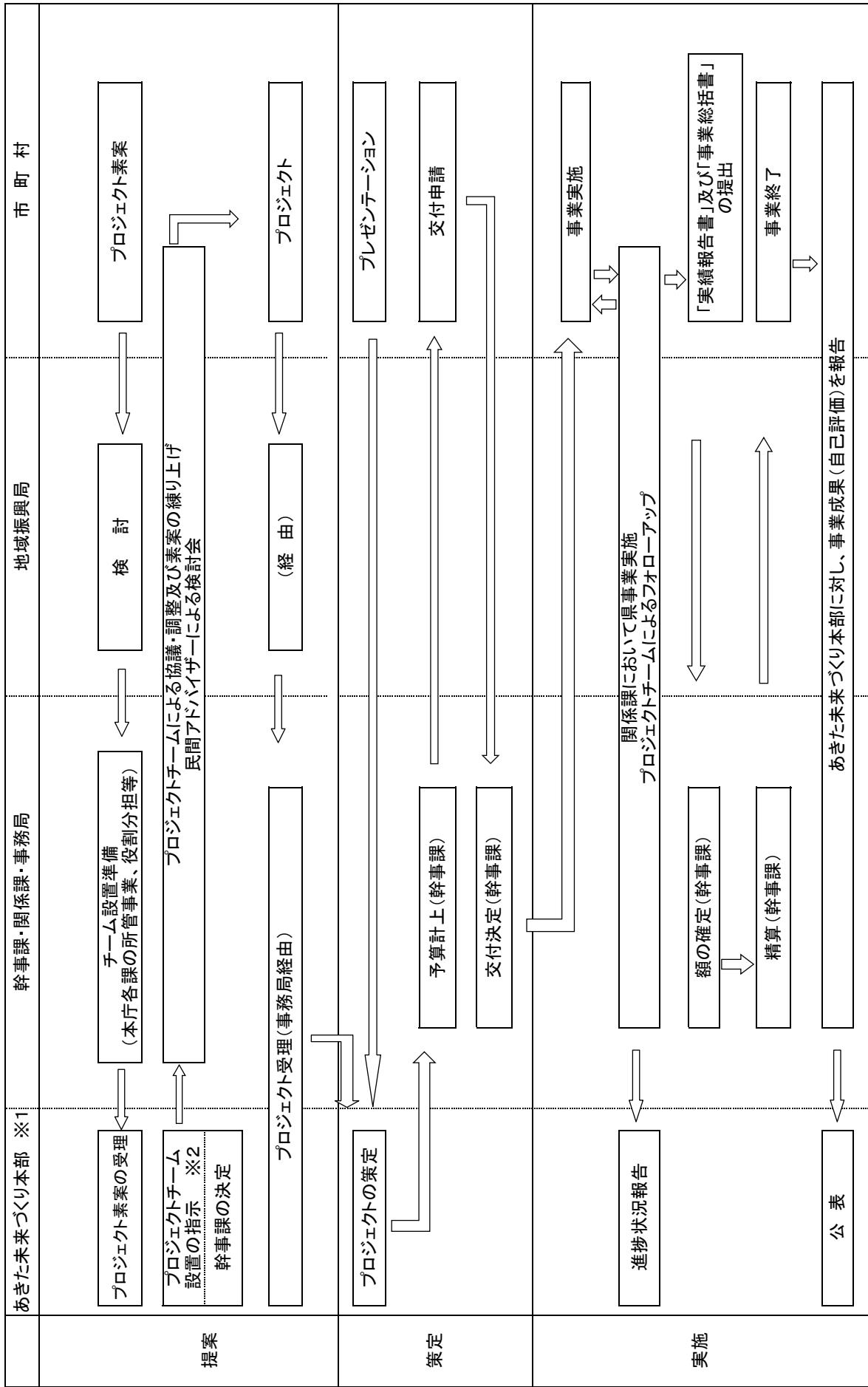
市町村名

プロジェクト名			
検討会開催日・場所	①第1回	平成 年 月 日、場所:	
	②第2回	平成 年 月 日、場所:	
	③第3回	平成 年 月 日、場所:	
	④第4回	平成 年 月 日、場所:	
アドバイザー所属・ 氏名(敬称略)	○所 属	○○大学○○学部	
	○氏 名	准教授 ○○ ○○	
アドバイザーから の意見・提言等	1.	○○について	
	2.	□□について	
	3.	●●について	
	4.	■■について	
プロジェクトチーム としての対応方針	1.	○○について	
	2.	□□について	
	3.	●●について	
	4.	■■について	
次回検討会での課 題・懸案事項等 (役割分担を明記)			
備 考			

(記載要領)

- 各回について本表を作成すること。
- 記入方法は、検討会での議事内容についてポイントごとにまとめ、次回での検討事項を明らかにすること。

秋田県市町村未来づくり協働プログラム実施フロー図



【注意事項】

- ※ 1 ○本部の構成：知事、副知事、警察本部長、教育長、本庁各部長、出納局長、危機管理監、関係地域振興局長
○プロジェクトチームの設置(県幹事課の承認)、プロジェクトの策定・進行管理・評価に関する事項を所掌。

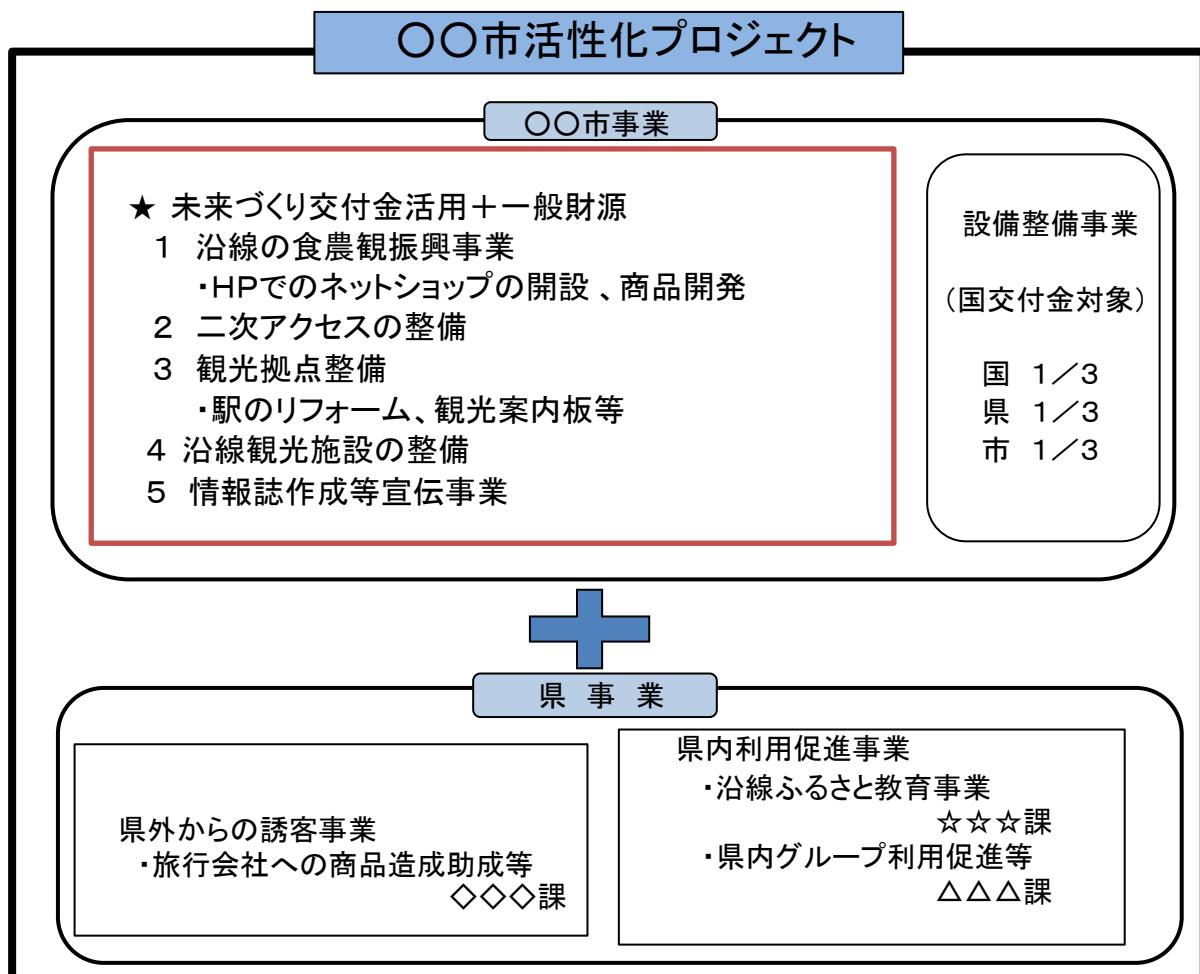
- ※ 2 ○幹事課は、交付金事業を実施する課とし、プロジェクトの内容と最も関係の深い課として本部で決定する(その他は関係課とする)。
○市町村のプロジェクトごとに、市町村と関係課(地域振興局、幹事課、事務局)で構成するプロジェクトチームを設置。

秋田県市町村未来づくり協働プログラムのプロジェクト想定事例 1

《 ○○市活性化プロジェクト 》

● プロジェクトの概要

現有設備の有効活用を核とし、魅力のある観光地への磨き上げと、沿線食農観の振興等により、観光客の増大と雇用の創出を図り、地域の賑わいを創造する。



● ○○市活性化プロジェクト期間

平成24年度～26年度の3年間

● プロジェクト推進チーム

市：○○市担当課

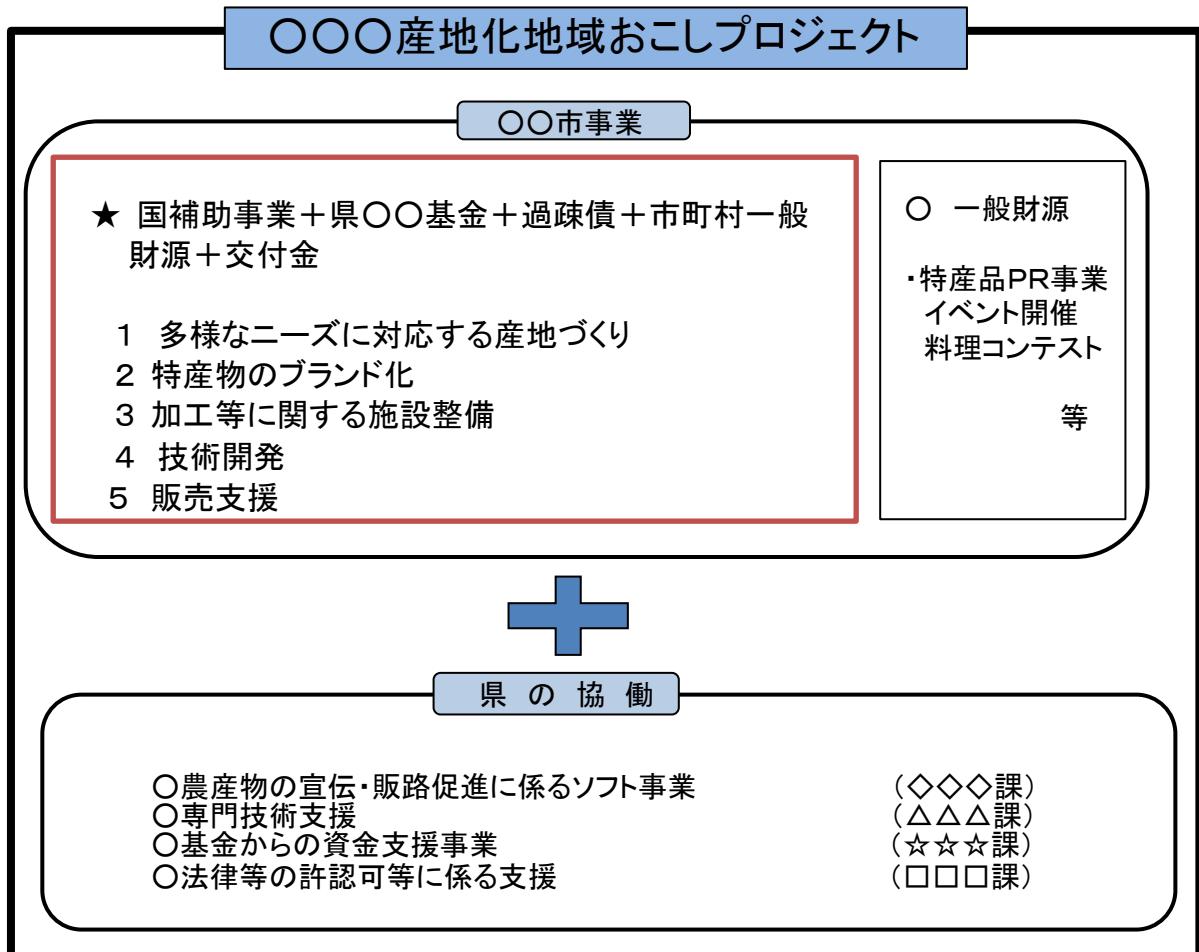
県：◇◇◇課(幹事課)、△△△課、☆☆☆課、地域振興局、地域活力創造課(事務局)

秋田県市町村未来づくり協働プログラムのプロジェクト想定事例 2

《 ○○○産地化地域おこしプロジェクト 》

●プロジェクトの概要

地域の特産物の一大産地化を図り、新たな地域産業として、雇用の創出、地域活性化を実現する。



● ○○○産地化地域おこしプロジェクト期間

平成24年度～28年度の5年間

● プロジェクト推進チーム

市 : ○○市担当課

県 : ◇◇◇課(幹事課)、△△△課、☆☆☆課、地域振興局、地域活力創造課(事務局)